報　第　40　号

専決処分の報告について

地方自治法第 180条第１項の規定により、工事請負契約金額の変更について別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年11月19日提出

沼津市長　　賴　重　秀　一

専決処分書

地方自治法第 180条第１項の規定により、令和６年10月15日議会の議決により指定された工事請負契約金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和８年10月26日

沼津市長　　賴　重　秀　一

契約の目的　　議第89号　沼津市立大岡中学校校舎建築主体工事
（令和６年12月13日議決）

契約の金額　　当　初　　１，２９８，０００，０００円
変更後　　１，３２９，０２０，０００円
（当初議決より31,020,000円増額（2.39％増））

変更の概要　　柱脚基礎を追加で施工する必要が生じたこと及び既存校舎の工事対象教室の使用方法変更により改修工事対象を変更することに伴い、契約の金額を変更するもの。

（参　考）　　議　第　89　号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和６年11月22日提出

令和　6年12月13日 原案可決

沼津市長　　賴　重　秀　一

1　契約の目的　　沼津市立大岡中学校校舎建築主体工事

2　契約の方法　　制限付き一般競争入札

3　契約の金額　　１，２９８，０００，０００円

4　契約の相手方　　沼津市岡宮1250番地の６

大岡建設工業株式会社

代表取締役　　内　野　　聡